

「第3次三郷市水道事業基本計画（改定版）（素案）」に対する
パブリック・コメント手続の結果の公表について

（1）政策等の題名 第3次三郷市水道事業基本計画（改定版）（素案）

（2）政策等の案の公表の日 令和3年10月26日（火）
意見の募集期間 令和3年10月26日（火）～11月25日（木）

（3）意見の提出状況 提出人数 3人、提出意見 4件

（4）意見等の概要と市の考え方

日付	該当箇所 （頁、段落など）	意見等の概要	市の考え方
11/17	第4章 現状と課題 第5章 課題解決のための方策 第6章 事業計画	安心して飲める水道水を届けてもらうことが重要だと思います。今後、水質など衛生面はどのように守るのか教えてください。	市では現在、市民の皆様に安心安全な水道水をご利用いただくために、法令に基づく定期の水質検査を実施しているほか、市内4か所に24時間モニタリング監視が出来る設備を設置して、水道水の常時監視を行い、安全性を確保しています。 今回改定の第3次三郷市水道事業基本計画では、現在行っている水質管理を引続き行うほか、令和6年度に北部浄水場と北部第二配水場の場内に水質監視装置を設置する計画としております。 今後、水道水の品質を高め、安全性の向上を図るために、水質管理に取り組んでまいります。

日付	該当箇所 (頁、段落など)	意見等の概要	市の考え方
11/17	第4章 現状と課題 第5章 課題解決のための方策 第6章 事業計画	和歌山市で水管橋が落ちて、1週間断水になりましたが、三郷市では古い水道管など大丈夫でしょうか。	水管橋については、年2回の点検を行っており、大きな地震等の後には臨時で点検を行い異常のないことを確認しています。 本市の水管橋については、他のルートからも水道水を送ることができるようにバックアップルートを確保しており、仮に断水が発生した場合でも、災害時に優先的に資材を調達できるように管材メーカー等と災害協定を締結していることから、長期的に広域的な断水に至る可能性は低いと考えています。 また、水管橋を含め、古い水道管については、計画的に布設替を行っています。令和2年度末時点での耐震管の割合は約40%ですが、本計画では、計画最終年度である令和12年度末時点で管路の耐震化率60%を目標として定めており、今後も継続して水道管の布設替を進め、災害に強い水道を目指してまいります。
11/24	第6章 事業計画	中央浄水場の跡地利用について、敷地の一角を町会の集会所用地として貸与していただきたい。また、貸与以外の部分については、地域住民との丁寧な対話を行ったうえで、当地域に存在しない公園や防災機能を有するコミュニティセンター、児童館等を設置することとし、民間企業への払い下げ等は決して行わないようにしていただきたい。	本計画では、跡地利用についての方針は定めておりません。また、仮に中央浄水場を廃止した場合の跡地利用については、まちづくり等と関連があるため、市長部局と進めてまいります。
11/25	第6章 事業計画	中央浄水場の廃止が決定した場合の今後の跡地活用について、大場川と江戸川にはさまれた、市助、新和2丁目、新和4丁目は公共施設等が無く、この跡地に公園、コミュニティセンター（防災拠点）等の設置を強く要望します。	上記と同様に、本計画では、跡地利用についての方針は定めておりません。また、仮に中央浄水場を廃止した場合の跡地利用については、まちづくり等と関連があるため、市長部局と進めてまいります。

以上